新型コロナウイルス感染症対策に伴う行事等の対応について

１　区立学校における３学期の基本方針

　　東京都では現在、感染が再び急拡大している状況にあり、11月29日付けで警戒レベルが最も深刻な「感染が拡大している」に引き上げられたところである。こうした状況を踏まえて、新宿区教育委員会においても、今後の学校行事等の取扱いについては以下のとおり対応する。また、区立幼稚園についても本対応に準拠する。

　　なお、本方針は現時点でのものであり、今後の感染状況等により変更となる場合がある。

２　学校行事

（１）校内で行う学校行事等

　　　児童・生徒等が一堂に集まる活動については、「いわゆる３密に留意し、原則として、

　　学年を超えない形での開催は可能とする」とした２学期終了時までの対応を継続する。

　　　なお、保護者等の参観にあたっては、各学校の状況を踏まえ分散して実施する等、感染防止

　 対策を講じ、参観者の体調確認等の協力を依頼する。

（２）遠足及び社会科見学等

　　　原則、実施可とする。

　　　ただし、以下に留意するものとする。

　　　ア　貸切バスを利用する場合

　　　　　感染状況等を踏まえ、各校長が実施可否を判断する。

　　　イ　公共交通機関を利用する場合

　　　　　利用時間帯や乗車方法を工夫するなど十分な感染対策を講じ、利用時間は乗り換え

　　　　　を含め片道45分（往復90分）以内とする。

（３）スキー教室（中学校２年生／女神湖高原学園）

　　　中止とする。

（４）卒業期の移動教室・修学旅行代替イベント（小学校６年生・中学校３年生）

　　　実施予定とする。

　　　ただし、直前の感染状況を踏まえ、教育委員会が実施可否を判断する。（全校一律）

（５）英語キャンプ（小学校５・６年生、中学校１・２年生の希望者）

　　　女神湖高原学園での実施は中止とし、２月または３月に英語でのコミュニケーションや国際

理解を深める体験事業（区内、日帰り）を実施する。

（６）新宿区幼稚園・子ども園観劇会（園児及び保護者／新宿文化センター）

　　　中止とする。

（７）令和２年度卒業式及び令和３年度入学式

　　　（１）に従い、卒業生（入学生）全員が一堂に会しての開催は可とする。なお、学校の

　　状況により分割での開催も可とする。

　　　その他の出席可否については以下のとおりとする。

　　　ア　保護者 各家庭２人まで可

　　　イ　在校生 代表者のみ可

　　　ウ　来賓 不可